

次期飯田市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画について

○定める項目

項目	本編のページ
第1 計画策定における基本的事項・・・・・・・・・・・・・・・・	1
第2 一般廃棄物（ごみ）の発生量及び処理量の見込み・・・・・・・・	3
第3 ごみの排出の抑制のための方策に関する事項・・・・・・・・	6
第4 分別して収集するものとしたごみの種類及び分別の区分・・・・・・・・	7
第5 ごみの適正な処理及びこれを実施する者に関する基本的事項・・・・・・・・	9
第6 ごみの処理施設の整備に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・	13
第7 その他ごみの処理に関し必要な事項・・・・・・・・・・・・	15
資料・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	17

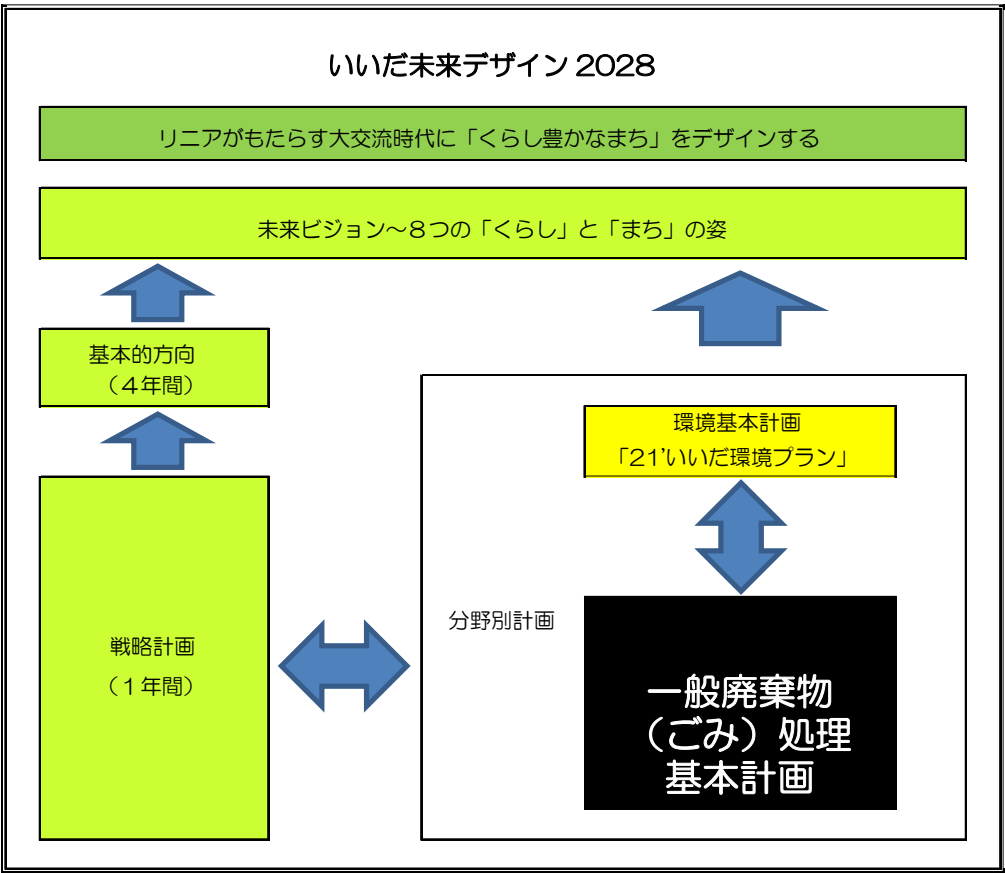
※ 第2から第7までが法律に基づき定める事項

○計画の内容

第1 計画策定における基本的事項

1 計画の趣旨と位置付け

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）に基づき必須とされる計画



2 計画対象期間

令和7年度から令和10年度までの4年間

3 計画対象区域

対象区域は飯田市全域

第2 一般廃棄物（ごみ）の発生量及び処理量の見込み

発生量及び処理量の見込み（排出量の推計）並びに目標値

計画の指標	令和5年度 （基準年）	令和10年度 推計値	令和10年度 目標値
市民一人当たりが1日に排出するごみの量（家庭系一般廃棄物）	548.9g	529.5g	500.6g
家庭から排出されるごみのリサイクル率	22.3%	23.4%	28.4%

第3 ごみの排出の抑制のための方策に関する事項

1 基本方針

21' いいだ環境プラン第6次改訂版に沿って「循環型社会」を目指し、リデュース（発生抑制）、分別の徹底、リユース（再使用）、リサイクル（再生利用）の推進に取り組む。

2 一般廃棄物の排出の抑制のための方策に関する事項

(1) ごみの発生抑制（リデュース）の推進

- ア ごみの発生抑制（リデュース）の啓発
- イ 食品ロスの削減及びエシカル消費の推進
- ウ 事業系一般廃棄物の分別の適正化と減量化

(2) ごみの分別の徹底

- ア 分別の周知と啓発
- イ ガラスびん回収の推進
- ウ 雑紙の分別の推進

(3) 再使用（リユース）及び再資源化（リサイクル）の推進

- ア 適正に分別された資源物の集積所からの収集運搬
- イ リサイクルステーションの管理
- ウ 資源物回収の支援
- エ 容器包装廃棄物の収集運搬、中間処理、保管及び再資源化事業者への引渡し
- オ 適切なプラスチック使用製品廃棄物の取扱
- カ ペットボトルの水平リサイクル
- キ 生ごみ処理機器の導入促進による燃やすごみの減量
- ク 緑のリサイクルの推進
- ケ 古着のリサイクル推進

コ 新たなリサイクル等の研究

第4 分別して収集するものとしたごみの種類及び分別の区分

※ 現在のごみ出しの分別区分（ごみ、リサイクルカレンダーに反映）

第5 ごみの適正な処理及びこれを実施する者に関する基本的事項

- 1 ごみの収集及び運搬
- 2 ごみの処分
- 3 ごみの適正な処理を実施する者に関する基本的事項

第6 ごみの処理施設の整備に関する事項

- 1 飯田市最終処分場
- 2 稲葉クリーンセンター

第7 その他ごみの処理に関し必要な事項

- 1 不法投棄の根絶と地域環境美化の推進
- 2 海洋プラスチック対策の推進
- 3 循環型社会に向けた環境学習の推進
- 4 計画の管理

資料 （過去5年間の一般廃棄物（ごみ）の排出量等参考とすべき事項等）